

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年7月31日から9年4月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月31日から9年6月1日まで

私は、平成6年6月にA社B営業所に入社し、9年5月末に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、A社については、平成9年2月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理が行われたとみられるところ、同日後の同年3月31日付けで、申立人の8年10月1日付けの定時決定（標準報酬月額24万円）が取り消され、9年4月1日付けで、申立人が8年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理が遡及して行われたことが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人と同日付けで、遡及して平成8年7月31日に被保険者資格を喪失している同僚が20人確認できる上、申立人の健康保険証は、9年4月1日に返納されたことが確認できる。

加えて、A社は、当時、平成9年2月26日に適用事業所でなくなったと記録（平成21年12月1日付けで9年2月26日から同年4月1日に変更。）さ

れていたものの、同社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、9年2月26日以後も法人格を有していたことが確認できる上、複数の同僚が、同日以後も同社に継続して勤務していた旨を述べており、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）が、同社が同日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成8年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、社会保険事務所が資格喪失処理を行った9年4月1日であると認められる。

なお、申立人の平成8年7月から9年3月までの標準報酬月額については、当該資格喪失処理前のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成9年4月1日から同年6月1日までの期間については、前述の申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことは確認できるものの、複数の同僚が、「事業主から、『社会保険から脱退するので、国民健康保険及び国民年金に加入するように。』と言われた。」旨を述べているところ、前述のとおり、申立人の健康保険証は同年4月1日に返納されている上、申立人は、当該期間の国民年金保険料を同年5月19日に納付していることが確認できる。

また、当該期間の給与明細書等の資料は無く、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことは確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日となっているが、私は同日まで同社に勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の記憶により、申立人は、平成7年2月28日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主及び経理担当者は、厚生年金保険料は当月控除だったとしているところ、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失した複数の同僚から提出された平成7年2月分の給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当時、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録（平成22年12月1日付けで7年2月28日から同年3月1日に変更。）されていたものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において解散・閉鎖されておらず、法人格

を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において適用事業所としての記録が無かったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日となっているが、私は同日まで同社に勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の記憶により、申立人は、平成7年2月28日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主及び経理担当者は、厚生年金保険料は当月控除だったとしているところ、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失した複数の同僚から提出された平成7年2月分の給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当時、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録（平成22年12月1日付けで7年2月28日から同年3月1日に変更。）されていたものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において解散・閉鎖されておらず、法人格

を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において適用事業所としての記録が無かったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日となっているが、私は同日まで同社に勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の記憶により、申立人は、平成7年2月28日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主及び経理担当者は、厚生年金保険料は当月控除だったとしているところ、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失した複数の同僚から提出された平成7年2月分の給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当時、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録（平成22年12月1日付けで7年2月28日から同年3月1日に変更。）されていたものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において解散・閉鎖されておらず、法人格

を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において適用事業所としての記録が無かったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。